

高知くらしの護身術

395

仮想通貨

「投資」「利殖」勧誘に注意

(2016年5月17日掲載原稿)

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる仮想通貨をめぐる、投資や利殖をうたってその購入や契約を勧める勧誘トラブルが増加しています。

【事例1】業者から「良い商品があるので説明させてほしい」と電話があり、来訪してもらおうと「仮想通貨を買わないか。世界共通の電子マネーで今後数十倍に値上がりする」と勧誘された。300万円を支払い契約したが、そもそもインターネットを使っていないし、家族にも止められたので解約したい。

【事例2】A社から仮想通貨のパンフレットが届いた後、仲介業者を名乗るB社から電話があり「パンフレットが届いた人しか仮想通貨を買えない。買ってくれたら3倍以上の値で買い取る」と言うので、A社と契約し50万円支払った。B社に「200万円分の仮想通貨があれば投資家が買い取る」と言われ150万円分買い増ししたが、買い取ってもらえない。

仮想通貨は、取引相場の価格変動リスクを伴うため、将来必ず値上がりするというものではありません。しかし【事例1】のように「将来必ず値上がりして儲けが出る」などと事実と異なる説明がされているケースが目立ちます。

仮想通貨はインターネットを通じての資金移動や決済手段として利用されていますが、相談事例の中には、仮想通貨がそもそもどういうものか理解できていない高齢者が契約しているケースもあります。

「将来必ず値上がりする」などと説明されてもうのみにせず、契約内容や購入後のリスクが十分に理解できなければ契約しないでください。

また、【事例2】のような勧誘トラブルもありますので「代わりに買ってくれば高値で買い取る」などといった不審な電話は相手にせず、「興味ありません」「お断りします」などと言ってすぐに切りましょう。